

菰野町公共工事積算内訳事後公表実施要領

(目的)

第1条 この要領は、菰野町が発注する公共工事等の透明性、客観性の向上を図るため、積算内訳の事後公表に関する事務について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 菰野町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 積算内訳 建設工事を競争入札に付するときに定める予定価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、金額を明示したものをいう。金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いたものとする。
- (3) 事後公表 積算内訳を契約の締結後、閲覧の方法で公表することをいう。

(事後公表の対象工事)

第3条 積算内訳を事後公表する対象は、競争入札に付する建設工事とする。

(事後公表する内容)

第4条 事後公表する内容は、書面（以下「積算内訳書」という。）の形態で表すものとする。

2 積算内訳書は、表紙と内訳書から構成し次のとおりとする。

(1) 表紙に記載する内容

- ア 工事名称
- イ 工事場所
- ウ 設計金額
- エ 工事内容（工期、工事の概要）

(2) 内訳書に記載する内容

- ア 直接工事費については、工事区分、工種区分、種別区分（建築設備工事については、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳）の名称、単位、数量及び金額とする。
- イ 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等については、数量、単位及び金額とする。

3 前2項によりがたい場合は、建設工事の担当課（以下「担当課」という。）等において別に定めることができるものとする。

(事後公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 事後公表の期間は、当該契約年度及び翌年度とする。

(閲覧の場所)

第7条 公表は、担当課において行うものとする。

(積算内訳書の閲覧日時)

第8条 積算内訳書を閲覧できる日は、菰野町の休日を定める条例（平成元年条例第15号）に掲げる日を除く日とする。

2 閲覧時間は、午前9時から午後4時30分（ただし、正午から午後1時までを除く。）までとする。

3 前2項の規定にかかわらず担当課長は、閲覧書類の整理その他必要がある場合には、その旨を閲覧場所に掲示し、臨時に休日を設け又は閲覧時間を短縮することができるものとする。

(閲覧の条件)

第9条 積算内訳書は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない。

2 積算内訳書を複写してはならない。

3 積算内訳書を汚損又は毀損してはならない。

4 積算内訳書の複写等の便宜供与は行わない。

5 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じない。

6 前5項によりがたい場合は、菰野町情報公開条例（平成10年条例第3号）の規定を遵守する。

(閲覧の手続)

第10条 閲覧しようとする者は、備付けの積算内訳書閲覧申請簿（様式第1号）に必要事項を記入して閲覧するものとする。

2 閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

この告示は告示の日から施行し、平成29年7月1日以後に公告又は指名通知にかかる建設工事から適用する。

様式第 1 号 (第10条関係)

積算内訳書閲覧申請簿

[illegible]